

## アルゼンチン特許法の改正について

現行のアルゼンチン特許法第27条の第2パラグラフによれば、審査官は、出願人に対して、対応する基礎出願が提出された外国特許庁における同一発明の実体審査の結果を所定の期間内に提出することを要求 (summons) することについて規定されているが、改正後は、当該期間内に出願人がその要求に応じなければ、当該出願は放棄されたものとみなされることになる。

従前は、出願人が所定の期間内に提出しない場合は、アルゼンチン特許庁が繰り返し要求を行っていたが、この改正により、アルゼンチン特許庁は、出願人が真に興味のある出願のみを選別して審査できるので、審査を迅速に進めることができ、その結果、審査期間の遅延によって特許存続期間が失われるという弊害を是正することができる。

以上